採択基準（チェック用）

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 基準 |
|  | （１）補助金額（事業費の１／２）が２５万円～１，０００万円であること。  ※同一県内に複数店舗あり、複数店舗で実施する場合は、  総額で上限1,000万 |
|  | （２）事業で導入した設備、機器等について、耐用年数期間内は使用しないといけない。 |
|  | （３）事業実施店舗において、直近３ヵ月間の売上が前年同期に比べて  １０％以上減少しており、かつその主原因がインバウンド減少であること。 |
|  | （４）事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること（直近３年の経常損益が３年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）。  なお、特段の事情があり、都道府県等が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。 |
|  | （５）事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。 |
|  | （６）事業実施計画が、事業の目的に照らし、事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。 |
|  | （７）人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22 年９月27 日付け22 経第960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。 |
|  | （８）日本国内に所在し、本事業全体及び交付した交付金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。 |
|  | （９）新型コロナウイルス感染症が従業員に発生した場合も想定した事業継続計画（BCP）を策定していること。（農水省策定の事業継続ガイドラインの内容を踏まえていること） |
|  | （10）新型コロナウイルス感染症予防対策を含む一般衛生管理の実施体制を有し、自主マニュアル等を定めていること。 |
|  | （11）事業完了後、事業計画に記載している衛生管理の徹底、成果目標など、定量的な情報収集、データ整理を行えること。 |
|  | （12）事業完了後、３か月以内の事業成果を国に報告すること。 |